

埼玉の 暮らしと 社会保障

2023年2月1日発行 第322号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

大軍拡よりも憲法を暮らしに生かす政治に

1月26日新春社会保障学習決起集会



「国民のいのちを守れ、大軍拡より教育・福祉の拡充を！社会保障と2023地域春闘をひとつにむすび」をテ

ーマに、1月26日(木)午後6時30分から、さいたま市文化センター多目的ホールにおいて、埼玉社保協主催の「2023年新春社会保障学習決起集会」が会場45人、ZOOMから15人の合計60人の参加で行われました。

柴田会長からの開会のあいさつでは、「昨年大みそかの徹子の部屋の番組で、黒柳徹子さんからタモリ氏へ「来年はどんな年になりますか」の問いに、「新しい戦前かな」と答えることに、岸田政権の安保3文書の閣議決定に対しての危機感を肌で感じた感想。そして「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」での3人のメディア幹部から「大軍拡の財源をどうやって国民に増税してもらうか」と発言していることに、戦前メディアがおこなってきたことに反省がないことへの憤り、このような政治情勢を統一地方選挙で変えていくことが大事。また、今日のテーマでもある、物価高の中で、どうやって賃金を引き上げていくか、また、社会保障を拡充することは第2の賃上げといわれている。今日の記念講演では、賃金を上げて私たちの命と暮らしを守るための道筋や、なぜ賃金が上がらないか3つの角度から解明されるので、互いにしっかり学びましょう。」とよびかけました。

次に4つの労組、団体から決意表明がありました。埼玉医労連の藤田書記長からは、医療労働者の処遇改善と賃金の大幅引き上げ、国は、防衛費の増大ではなく1500億円の予算は、現場の医療労働者への処遇改善につかうべきと報告。

埼玉県保育問題協議会の釣川事務局長からは、保育の課題と運動を3つの角度から報告があり、①子どもの命を守るために職員(保育士)を増やし配置基準の引き上げ、②置き去り事件などから国、県の実地監査の重要性、③子ど

も関連予算を倍増し、子育て・保育の現状に合った長期的な子育て支援・環境整備、人的整備、処遇の改善の政策となるように国に働きかけていく報告がありました。

埼玉生連の高藤事務局長からは、生活保護の基準引き下げ違憲訴訟について、8年の訴訟の中、埼玉の原告34人のうち8人が病気で亡くなった報告があり、3月29日判決の勝利に向けて裁判の争点とたたかいへの支援を訴えました。

最後に、埼玉県保険医協会の山崎理事長から、国の社会保障政策に対して、「人の命を値切る。さもしさ」その表れとして、マイナンバー制度ができ、国民の財産を紐づけして、大企業のもうけの道具にしようとしている。マイナンバーカードの健康保険証一体化に向けてすべての医療機関に今年の6月までにカードリーダー配置しようとしているが、まだ30~40%の到達。国民の健康と命を守るために、カードリーダー化阻止にむけて、健康保険証をもって受診をしてくださいと訴えがありました。



記念講演では、藤田実(桜美林大学教授)先生から「賃上げと社会保障の再構築で国民生活を守る闘いを」テーマに講演がありました。なぜ、労働者の生活苦しくなったのか、なぜ賃金があがらないのかを解明し、大企業の利益優先による金融緩和と政策、利益を労働者に回さず、株主への配当と内部留保へ、一方で2012年からの社会保障悪化の連続(社会保障予算の削減など)、この悪循環が続いている。また、労働組合の交渉力の低下、争議(スト権)をしないことも一因にある。そして、大企業の内部留保の現金・預金、有価証券の換金性資産は全体の75.7%(2015年現在)活用をすれば、賃金の引き上げは可能と解明。賃上げの効果は、『経済活動の活発』を生み出す好循環型の経済を作り出す。それと同時に、社会保障の拡充をしていくことが、労働組合や国民的運動が求められていると報告がありました。会場からの質問では、賃金引き上げと同時に法人税の引き上げや消費税の減税も必要ではないかと質問もありました。

最後に、社保協として「23国民春闘と社会保障拡充の要求をつなぎ、大軍拡よりも憲法を暮らしに生かす政治に共同の力で変えよう」と行動提起がされました。

閉会あいさつでは、新島副会長から、命と暮らしを守る運動をどうやって作っていくか。それは今日の学習決起集会で日本国憲法を守る、生きる社会をつくっていくことが大事、みんなで力をあわせて頑張っていこう。」とよびかけで終了しました。

(埼玉社保協 事務局長 段 和志)

新春情勢学習会&昼休みパレードに参加して



1月12日に「戦争させない!埼玉の会」主催で、岸田政権のすすめる大軍拡政策の危険性とは?」の学習会と昼休みデモに参加してきました。

午前中の学習会では、千坂平和委員会事務局長を講師に、国会審議抜きで閣議決定した「安保3文書」の内容と安倍氏が2015年に国民の声を無視して「集団的自衛権」が行使できるようにした「安保法制」により、日本がアメリカの起こす戦争に巻き込まれる危険性が高まっており、日本が戦場になる可能性があること。このことに対して、広範な人々から反対や懸念の声が芸能界や自民党の重鎮から広がっていると紹介がありました。

また、この「安保3文書」は、アメリカの要求であり、日米軍事同盟強化をしていく軍事戦略にも触れ、軍事一辺倒では、東アジア諸国との緊張を煽ることにもつながっていくことになるので、今政府が行うことは、ASEAN諸国のような、立場の違うすべての国が参加する包摂的な平和の枠組みをつくる外交努力が日本政府に必要なだと説明がありました。

物価高騰、原油高騰、電気代の値上げや食品の値上げが進む中で、国民が求めているのは、軍事費を削って暮らしにいかすこと、そして社会保障の拡充をしていくことを最後に訴えられました。

その後、県庁前に集合して、浦和駅西口まで150人の参加でパレードをおこないました。



(埼玉社保協 事務局長 段 和志)

2月から「軍事費2倍化よりも、社会保障の充実を」 宣伝行動開始



岸田政権は、ロシアのウクライナ侵略をはじめ、中国の南西諸島での訓練、北朝鮮のミサイル発射などを脅威と煽り、12月16日に『安保3文書』を国会審議抜きで閣議決定し、軍事費2倍化を打ち出しました。私たち社保協は、軍備拡大と社会保障の拡充は相容れないとして、地域から宣伝行動を取り組もうと提起し、当面は、1月20日の「戦争させない!埼玉の会」の宣伝行動に合流し、2月からは独自に木曜日の午後1時から「軍事費2倍化よりも、社会保障の充実を」の宣伝行動に取り組むことを第155回運営委員会で確認しました。岸田政権の「戦争する国づくり」にストップかけるために、地域から宣伝行動を始めていきます。

軍事費2倍化でなく社会保障の拡充を 求める」署名がスタート

中央社保協では、2月8日の全国代表者会議で、上記の「軍事費2倍化でなく社会保障の拡充を求める」署名をスタートし、岸田政権がすすめる大軍拡にストップをかけるために、全国津々浦々で、地域から署名を集め、国民の声を国会に届けていきます。請願項目以下の通りです。

1. 軍事費の拡大ではなく社会保障に係る国民負担を軽減し、医療・介護・福祉・年金・教育・子育て・生活保護などの社会保障を拡充すること。
2. 大企業と富裕層への課税を強化し、所得再分配を機能させて格差と貧困をなくすこと。

署名は2月の中旬ごろに出来上がる予定です。

「ジェンダーってなに？」「私たちの求める、 障害者施策の充実」ふたつの講義を開催

障埼連年末大学習会



障埼連の年末大学習会が12月24日開かれZOOMも含め40人が参加しました。

1部講演は、大正大学教授の宮崎牧子氏が「ジェンダーってなに？」をテーマに話をしました。

「ジェンダーって何？ということですのでけれどもイデオロギーでいうとフェミニズムですね。」と話され、「フェミニズム（女性解放の思想及び社会運動）の歴史からジェンダー平等の運動は、障害者問題、介護保険など社会福祉の問題とも交差して発展してきている。社会福祉政策をジェンダーの視点で捉えることは重要だ。家族のケアに対するジェンダー不平等、男女の賃金格差、男女の年金格差も。「ジェンダー平等化と社会保障の充実というのは車の両輪」と話されました。

障害者の親で参加者の一人は、「私はこれまでジェンダーの問題と言うと、私たちは枠の外にあると、そんな思いをすることが多かった。今日先生の話のまとめのところでジェンダー平等と社会保障の充実は車の両輪だと言うことを話されて、そのことを脳に刻んでやっていかなければと考えさせていただきました。」

第2講演は、障全協の家平悟氏、「私たちの求める、障害者施策の充実は！」をテーマに講演しました。

岸田政権、「新しい資本主義」を掲げてきたが、前政権を引き継いだ考え方が基調になっている。全世代型社会保障も「少子高齢化をくい止める政策をすすめるために」と言いながら、財源を75歳以上の医療費の負担などに求めている。「介護保険では、要介護1、2の生活援助などの総合事業への移行や利用料2～3割負担の対象者拡大、ケアプランの有料化などは運動の成果で先送り。障害者関係では、8つの法律が一括法案として提案され可決、難病法では対象が少し広がるが、一方、精神保健福祉法でいうと精神の団体などからは反対の声が上がっている。一つ一つの法案を丁寧に論議して決めていくべきにも係わらず、一括にすることで問題点を隠しながら通した。参議院で30点、衆議院では35点もの付帯決議が付けられた」と話しました。

軍事費の大幅拡大や・憲法改悪にもふれ、障害者・家

族、関係者として岸田政権の「大軍拡政策・憲法改悪の策動を許さない！」という声を全国各地であげていこうと話しました。

（障埼連 事務局長 若山 孝之）

「生きてゆけない」

市民が苦しんでいる状況あらわに

2・27 年末なんでも相談会

12月上旬、川口社保協事務局長あてに「反貧困ネットワーク埼玉」から「12月27日、川口駅前フレンジイアで『年末なんでも相談会』を実施するので、手伝ってほしい」との連絡が入りました。12月21日の社保協役員会で、協力することを決め、その場で事前の宣伝行動と当日の参加者を決めました。

事前の宣伝行動には23日の夜6時から7時、寒さが厳しい中で川口社保協から婦人が2名、相談会前日の26日には3名が参加。マイクで相談会のお知らせをしながら、チラシとポケットティッシュを配りました。チラシは配り切れなかったものの、通り過ぎた人が戻ってきて受け取ったり、また当日、チラシをもって開始前から待つ人が見受けられるなど、駅頭宣伝は大きな効果が見られました。「宣伝用横断幕がカラフルで良く、効果があった」との感想も聞かれました。



相談会当日は川口社保協から5人、民医連から医師3人含む14人、大学生15人含む総勢84人がスタッフとして参加しました。

食材配布は午前中でなくなり、急遽、午後追加する状況になりました。「医療品や冬物の衣料がいっぱいあって、良かった」と、喜ぶシングルマザーの声も聞かれ、「歳から歩いて来た」という人もいました。

相談件数は270人余りで、相談のために来る人が目立ちました。生活保護を受けている人は「生活保護費だけでは生きてゆけない」と、厳しい状況を訴え、スタッフは「市民は苦しんでいる。切羽詰まった状況を肌身で感じた」との感想を語りました。民医連のスタッフは夜7時まで相談に応じたり、子連れで相談に来た人は一時間を超えるなど、厳しさを増す暮らしの状況が反映されるとともに、キッズルームも活躍した相談会でした。

（川口社保協 倉橋 光男）

さいたま市へ緊急生活支援を求める

諸団体共同で、4つの支援を求めて

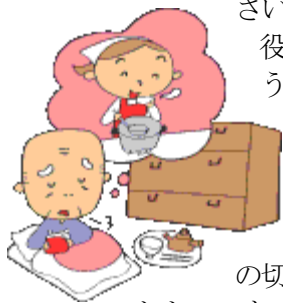
23年新春。たたかいの年がスタート。市民の暮らしを守るために活動している諸団体が共同して実行委員会を組織。さいたま市へ緊急生活支援を求めて署名運動を展開しています。1月31日、市長へ要望書・署名用紙を提出し、市長との懇談実施を申し入れました。

求める支援は、①一般家庭の水道基本料の免除（1年間） ②飲食店など小規模事業者への電気・ガス料金など光熱費の補助金支給（5万円） ③学校給食費の免除（1年間） ④全世帯対象とする生活支援金給付（1人1万円以上）。

実行・協力団体は、市社保協・市革新懇・さいたま地区労・生健会市協議会・新婦人市内全支部・埼玉土建さいたま市3支部・市母親大会実行委・年金者組合市協議会・等。

追いつめられる暮らし

岸田政権の、軍事拡大・生活犠牲の政治が「翼賛」の下で進行。物価高騰と新型コロナ感染に対する無為無策。実質賃金は21年までの9年間に20万円も減学。年金はマクロ経済スライドによって長期継続減額。医療・介護も大幅削減。



さいたま清水市政は、駅前開発・市役所移転に税金を湯水のように使う一方、高齢者から子どもまで全世代への福祉を削っています。このもとで日常生活の暮らしの危機が深刻化。少しでも暮らしに役立てたいという市民の切実な願いをもとに、支援を求めたものです。

社保協の出番を自覚して

市社保協は実行団体に最初から参加し運動に結集。幹事会を先頭に加盟団体と共に立ちあがりました。また、見沼区社保協はニュース1月（要望署名）特集号で署名運動を会員・市民に呼びかけました。一要望実現ため市民のなかへ、市民とともに、市民の暮らしのために。

（さいたま市社保協 会長 依田 博之）

埼玉社保協運営委員会のお知らせ(両日とも web 併用)

第156回運営委員会のお知らせ

日時 2月16日(木)14時～

会場 埼玉会館6A

第157回運営委員会

日時 3月20日(月)14時～

会場 埼玉会館6D

高裁で結審 5月の判決に向けて 大きな世論をつくり勝利へ

年金引き下げ違憲裁判



年金引き下げは憲法25条、29条、13条に違反すると訴えた裁判の第4回控訴審が東京高裁で開かれ、1月17日結審しました。

控訴審では、河村勝子原告団長が意見陳述を行いました。年金だけでは生活できない一人の女性は朝3時に起きてポストインして得られるわずかな収入での生活は厳しいと語っていました。地震で屋根が壊れてしまったが修理できないで困っている方、若い時払った年金保険料がいざ年金を受け取ってみるとあまりにも少なく、「老後一人暮らしができるか心配」という女性等々の低年金の実態を告発しました。そして、この女性の低年金は、現役時代の男女の賃金格差、育児・介護などでの無償労働、非正規雇用などにその原因があり、国連の社会権規約からも勧告されている最低保障年金制度を今こそつくることが求められていると訴えました。

被告(国)は、40年前の堀木判決を根拠に、どのような法律を作るのかの裁量権は国にあると主張していますが、最高裁では平成24年改正法がその実態において著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用しているかどうかを審査すべきだと求めています。

もう一点は、国際人権規約の社会権規約では後退的措施をとる場合は6項目について検討する必要があると規定していることを国は無視していますが、最高裁ではそこをきちんと審査すべきだと主張しています。

この裁判に勝利するには大きな世論をつくる必要があります。5月25日の判決日へ向けて頑張りぬく決意です。

（年金者組合埼玉県本部書記長 曾根 啓維）

